

提出書類一覧

様式番号	様 式 名
様式1	低入札価格調査報告書
様式2	当該価格で入札した理由
様式3-1	積算内訳書
様式3-2	積算内訳書に対する明細書
様式4-1	共通仮設費内訳書
様式4-2	現場管理費内訳書
様式4-3	一般管理費等内訳書
様式5	手持ち工事等の状況 (対象工事等箇所付近)
様式6	対象工事等箇所と調査対象者の事務所、倉庫等との関連
様式7	手持ち資材の状況
様式8	資材購入先一覧
様式9	手持ち機械の状況
様式10	労務者の確保計画
様式11	建設副産物の搬出地
様式12	施工体系図兼下請契約計画
様式13	誓約書

※様式3-1～様式4-3は、同じ様式番号で、営繕以外と営繕の2種類あります。間違わないように提出してください。営繕とは「建築物の新築、増築、修繕及び模様替」のことをいいます。河川、道路、公園、下水道などの土木工事や上水道（配管）工事は営繕以外を使用してください。

【書類作成・提出上の注意事項】

- 1 低入札価格調査の対象者（調査対象者）になった旨の連絡があった日の翌日（その日が市の休日にあたる場合は、その翌日以降の直近の休日でない日）の午前9時から午後5時15分までに、本表に示す各様式及び記載内容を証明する添付書類を提出して下さい。期限までに提出がない場合は失格となります。
- 2 本表に示す書類を作成する際には、各様式に記載してある【記載要領】を十分確認して下さい。様式の1つでも提出のない場合は失格となります。また、記載内容を証明するための「添付資料」を必ず添付して下さい。「添付資料」の添付がない場合や内容不足のため、各様式に記載内容が証明できない場合も失格となります。（「添付資料」として提出を求めている書類であっても、記載内容を証明するため、調査対象者自らが必要と認める書類を添付することは差し支えありません）
- 3 本表に示す書類のうち、記載すべき事項がない場合（例えば、手持ち工事等がない等）については、当該様式に「該当事項無し」と記載のうえ必ず提出して下さい。
- 4 合併入札の場合は、様式2から様式12まで（様式1、様式13を除く全ての様式）について、本工事分と関連工事分の提出が必要になります。記載内容が同一になる場合も本工事分と関連工事分を個々に提出して下さい。

- 5 提出期限以降の書類の訂正、差替え、添付資料の追加等は一切できません。書類の記載もれ、添付もれ等がないことを十分確認のうえ提出して下さい。提出書類に不備がある場合は失格となりますので入念に点検して下さい。また、提出された書類の返却及び公表は行いません。特に、積算根拠を示す資料については、以下の2種類が必要となりますので、添付もれ等がないように注意してください。
 - ①下請け予定業者、資材購入予定業者、運搬予定業者、交通誘導員派遣会社、測量会社、試験実施会社等が押印した見積書の写し。調査対象者自らが実施する工事、業務等を除いて、あらゆる工事、業務等の見積書が必要です。
 - ②下請け予定業者、資材購入予定業者、運搬予定業者等との取引実績単価（今回の取引と単価の比較ができるもので、過去1年以内の取引実績に限る。）など、見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる書面。プラント機械・電気設備等にあっては、販売実績（今回の見積と単価の比較ができるもので、過去1年以内の販売実績に限る。）など、見積書記載金額の合理性かつ現実性を確認できる書面。
- 6 本表に示す書類は、各書類単体で完結しているだけでなく、様式相互間で関連しているものが多数あります。様式相互間の整合を図ると共に、入札時に提出する工事費内訳書とも整合がとれた内容になるよう注意して作成して下さい。また、総合評価落札方式における「技術提案」内容とも整合が必要です。
- 7 「失格判断基準」別紙-2の内容に1つでも該当する場合、調査対象者は失格となります。記載内容を十分確認して提出して下さい。合併入札の場合は、本工事又は関連工事のいずれかに「失格判断基準」に該当する内容が1つでもあれば失格となりますので注意して下さい。
- 8 書類は、各様式にインデックス（様式番号を明記）をつけ、1部ごとにファイル（フラットファイル等）にとして提出して下さい。提出部数は、正1部・副3部の計4部とします。
- 9 書類の内容を確認するため聞き取り調査を実施します。書類提出時に担当者が日・時・場所を指定しますので、入札責任者及び配置予定技術者（調査対象者が共同企業体の場合は、専任を求める配置予定技術者全員とする）は、必ず聞き取り調査に応じてください。聞き取り調査に応じない場合、調査を妨害するなど不誠実な行為を行った場合、提出書類に虚偽記載がある場合は失格となるだけでなく、生駒市建設工事等入札参加者入札参加停止措置の対象となります場合がありますので注意してください。
- 10 低入札価格調査を経て契約締結した場合は、工事等の完成後すみやかに、別紙-3に定める「低入札価格調査確認報告書」（下請代金、資材購入等の支払いに関する領収書の写しの提出が必要になります。）を提出することが義務付けられます。完成検査等が完了し、且つこの報告書が受理されるまで、生駒市が新たに発注する同一工種の建設工事等の入札には参加できませんので注意してください。（共同企業体の場合は構成員全てがその対象となります。）この場合の入札に参加できない建設工事等とは、契約締結の日から、「低入札価格調査確認報告書」が受理された日以前の間生駒市が入札公告を行なった、契約締結案件と同一工種の建設工事等を意味します。